

長期療養特例の実施状況について (令和元年度)

厚生労働省健康局健康課予防接種室

長期療養特例の概要

○ 制度の概要

免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾患等により、接種対象年齢の間に定期接種を受けられなかった者が、当該事由が消滅してから2年以内に接種をすれば、定期接種として接種を受けることができるよう、予防接種法施行令に特例措置が設けられている。

○ 特例措置が適用される要件(予防接種法施行令第1条の3第2項)

1. 接種の対象年齢の間に、
2. 疾患による予防接種不适当要因が生じ、接種期間が十分に確保できず、特別な事情により予防接種を受けることができなかったと認められる場合であって、
3. 当該特別の事情が解消された後、2年以内（高齢者の肺炎球菌感染症については1年）に接種した場合は、定期の予防接種として取り扱う（ただし、薬事承認で対象が限定されているものや医学的に限定が必要なものについては、個別に接種年齢の上限を設定）。

○ 特別の事情(予防接種法施行規則第2条の5)

1. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと
 - ①重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - ②白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - ③①又は②の疾病に準ずると認められるもの
2. 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）
3. 医学的知見に基づき1又は2に準ずると認められるもの

長期療養特例の実施状況について

平成31年4月から令和2年3月末までに厚生労働省へ報告があった長期療養特例の実施状況（1,865件）について取りまとめた結果は以下のとおり。

疾病分類別報告数

分類	件数
悪性新生物	349
血液・免疫疾患	126
神経・筋疾患	265
慢性消化器疾患	102
慢性腎疾患	118
慢性呼吸器疾患	102
慢性心疾患	336
内分泌疾患	14
膠原病	267
先天性代謝異常	8
アレルギー疾患	47
先天異常	78
その他	53
計	1,865

ワクチン種類別報告数

分類	件数
DPT-IPV	45
DT	46
DPT	4
IPV	69
MR	524
M	2
R	1
日本脳炎	154
BCG	314
Hib	66
小児用肺炎球菌	53
水痘	325
B型肝炎	648
高齢者肺炎球菌	48

※複数接種については重複して計上

(参考) 過去の長期療養特例の実施状況について

平成25年度から平成30年度までに厚生労働省へ報告があった長期療養特例の実施状況は以下のとおり。

<疾病分類別報告数>

分類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
悪性新生物	127	158	154	220	278	323	349
血液・免疫疾患	42	77	92	76	106	134	126
神経・筋疾患	89	152	190	170	229	242	265
慢性消化器疾患	42	55	70	63	69	91	102
慢性腎疾患	40	58	47	66	86	89	118
慢性呼吸器疾患	48	107	85	117	97	169	102
慢性心疾患	105	155	187	194	269	319	336
内分泌疾患	2	0	2	8	2	7	14
膠原病	91	115	214	226	288	272	267
先天性代謝異常	4	8	6	9	13	7	8
アレルギー疾患	39	57	61	57	66	48	47
先天異常	43	48	62	70	116	106	78
その他	36	19	63	76	87	66	53
合計	708	1,009	1,233	1,352	1,706	1,873	1,865

(参考) 過去の長期療養特例の実施状況について

平成25年度から平成30年度までに厚生労働省へ報告があった長期療養特例の実施状況は以下のとおり。

<ワクチン種類別報告数>

分類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
DPT-IPV	13	40	51	50	38	44	45
DT	26	27	34	26	40	32	46
DPT	18	0	9	2	0	46	4
IPV	30	40	60	44	47	73	69
MR	420	498	478	540	570	544	524
M	—	—	—	—	—	—	2
R	—	—	—	—	—	—	1
日本脳炎	20	34	73	67	53	89	154
BCG	199	374	375	388	366	333	314
Hib	24	41	60	32	59	72	66
小児用肺炎球菌	27	39	40	29	46	50	53
水痘	—	16	212	287	300	323	325
B型肝炎	—	—	—	0	340	622	648
高齢者肺炎球菌	—	0	41	47	79	61	48

※ 複数接種については重複計上

(参考) 長期療養特例 (コロナに係る取扱い)

事務連絡
令和2年3月19日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期的予防接種の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症について、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和2年2月25日。以下「基本方針」という。)が決定されたところです。

各地方自治体における予防接種担当部局においては、基本方針の趣旨に留意するとともに、予防接種事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いいたします。また、都道府県においては、管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。)への周知をお願いします。

記

1 予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定による定期的予防接種(以下「定期接種」という。)については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること。特に乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、関係者と協力して接種機会の確保を図る必要があること。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、予防接種を実施する医療機関等において、例えば、被接種者及びその保護者が、疾病の診療目的で来院した患者と接触しないよう、時間帯又は場所を分けるなどの配慮を行うとともに、器具や従事者を介した院内感染の防止についても適切な対応を取ること。

2 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の3第1項に規定されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、地域の実情に応じ、上記1の対応に当たって困難を来す場合や、特に高齢者への接種や追加接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期

することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の5第3号に該当するものと取り扱って差し支えないこと。

3 上記2により、規定の接種時期を超えて接種を行った場合について、定期接種実施要領20(5)に係る厚生労働省への報告については、1件ごとの報告は不要であり、年度ごとに、ワクチンごとの接種件数及び人数をまとめて、都道府県を通じて翌年度の6月30日までに報告すること。様式については、別途お示しする予定である。

(参考) 厚生労働省HP 「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○ 概要

定期接種の実施にあたり、

- 予防接種実施医療機関等において被接種者等の接種時間・場所を他の患者と分けることが困難
- (特に高齢者への接種や追加接種で、)接種に当たった際の罹患リスクが接種延期のリスクよりも高いと考えられる場合

等、規定の接種時期に実施出来ない相当な理由があると市町村が判断した場合は、長期療養特例の対象となりうる。